

自賠責保険基準料率改定の届出について

平成29年1月

1. 自賠償保険基準料率改定の内容

(1) 今回の基準料率改定に至る状況

① 純保険料率水準について

(ア) 平成25年4月に改定された現行料率は、収支均衡期間を平成25～29契約年度としたうえで、平成24年度末の累積運用益等を活用することにより、予定損害率を100.2%として算出したものであるが、その後の交通事故死者数の減少等を背景に収支に余剰が生じており、平成28年度の料率検証結果では、平成29契約年度の損害率は94.3%と見込まれる。

(イ) なお、平成27年度末において、累計収支残としては4,410億円の赤字が見込まれるものの、このうち3,692億円は運用益積立金により補てんされ、また、運用益積立金の残高が2,200億円となっているため、これらを合計した滞留資金としては、1,482億円の黒字が見込まれる。さらに、平成28契約年度も現行料率を継続しているため、上記の損害率の状況や平成28年度に発生する運用益を勘案すると、平成28年度末における滞留資金は、2,242億円の黒字の見込みとなる。

② 社費水準について

(ア) 社費については、平成27年度の収支率が107.3%と不足が生じている。これは、現行料率の社費が、収支均衡期間を平成25～29年度としたうえで、平成24年度末の累計収支残を活用することにより算出した赤字水準であったこと、また、平成26年4月実施の消費税率の引上げ(5%→8%)による影響について、保険会社に生じる負担増加分を織り込んでいないことや代理店に生じる負担増加を社費で負担していることなどによるものとなっている。

(イ) この結果、平成27年度末の累計収支残は125億円の赤字となっており、また、平成28契約年度も現行料率を継続しているため、上記の社費水準の状況を勘案すると、平成28年度末の累計収支残の赤字は、さらに拡大する見込みとなる。

(2) 今回の基準料率改定に関する前提

① 純保険料率の算定

・水準是正

平成28年度料率検証結果による平成29契約年度損害率 94.3% (全車種合計)

- ・滞留資金（運用益積立金による補てんを考慮した累計収支残）の活用

平成28契約年度までの全自賠責事業者の累計収支残および平成28年度までの累積運用益を勘案した、平成28年度末の滞留資金2,242億円を平成29～33契約年度の5年間で活用する。

② 社費の算定

直近既経過事業年度の実績値（平成27年度決算）をベースに、平成29～33年度の5年間で社費収支が均衡するように、平成29～33年度の5年間の所要額の平均値を基準とし、社費の累計収支残等を勘案することにより改定する。

- ・水準是正

賃金上昇率、物価上昇率を据置きとして、厚生年金保険料率および健康保険料率の引上げ、雇用保険料率の引下げ、契約台数および支払件数の増減率を算入する。

- ・累計収支残の償却

平成28年度末の全自賠責事業者等の累計収支残△175億円を平成29～33年度の5年間で償却する。

③ 代理店手数料の算定

平成27年度における契約1件当りの所要額を算出した上で、これをベースに賃金上昇率、物価上昇率を据置きとして、平成29～33年度の5年間で収支が均衡するように、平成29～33年度の5年間の平均値として改定する。

④ 賦課金率

純賦課金率、付加賦課金率ともに据置きとする。

⑤ 改定の実施日

基準料率の改定実施日は、平成29年4月1日とする。

2. 基準料率の改定率計算

項	目	
平成29契約年度の収支	A. 平成29契約年度収入純保険料	8,544億円
	B. 平成29契約年度支払保険金	8,059億円
	C. 損害率 (B÷A)	94.3%
	D. 純保険料率収支調整による改定率	△ 5.7%
累計収支残の償却	E. 平成28契約年度までの累計収支残 (赤字額)	△ 3,956億円
	F. 平成29～33契約年度収入純保険料	42,358億円
	G. 累計収支残の償却による改定率	9.3%
累積運用益の活用	H. 平成28年度までの累積運用益	6,198億円
	I. 平成29～33契約年度収入純保険料	42,358億円
	J. 累積運用益の活用による改定率	△ 14.6%
基準料率改定率	K. 純保険料率改定率 (D+G+J)	△ 11.0%
	L. 社費改定率	6.0%
	M. 代理店手数料改定率	3.8%
	N. 合計 (K×0.751+L×0.188+M×0.061)	△ 6.9%

(注1) 上表の値は、すべての車種、地域および保険期間を合計した値である。

(注2) 合計(N)欄の算式中の数値(0.751、0.188、0.061)は、平成25年4月実施基準料率における純保険料率、社費、代理店手数料の割合である。

(注3) 平成29年4月基準料率改定後の純保険料率の予定損害率は、105.9% (= $\frac{94.3\%}{100.0\% - 11.0\%}$) となる。

(注4) 改定後の契約1件当り社費

		平成25年4月料率			平成29年4月料率		
		営業費	損害調査費	計	営業費	損害調査費	計
事業費	人件費	円 2,010	円 1,439	円 3,449	円 2,172	円 1,413	円 3,585
	物件費	834	361	1,195	861	372	1,233
その他の事業費		275	153	428	213	107	320
支出社費計		3,119	1,953	5,072	3,246	1,892	5,138
赤字償却・黒字活用分		△ 99	△ 47	△ 146	84	△ 1	83
改定社費		3,020	1,906	4,926 (A)	3,330	1,891	5,221 (B)
改定率 $\frac{(B)}{(A)}$					6.0%		

※ 上表の値は、すべての車種、地域および保険期間を合計した値である。

(注5) 改定後の契約1件当り代理店手数料

1,660円

3. 車種別純保険料率改定率

(単位：%)

車種 (注1)	平成29契約年度 車種別損害率 A	車種別純保険料率 改定率 (注3) B	【参考】改定後
			車種別予定損害率 C
営業用乗合自動車	85.9	△ 18.9	105.9
自家用乗合自動車	92.3	△ 12.9	105.9
営業用乗用自動車 (個人を除く)	96.8	△ 8.6	105.9
営業用乗用自動車(個人)	128.7	21.5	105.9
自家用乗用自動車	94.1	△ 11.2	105.9
営業用貨物自動車(注2)	80.0	△ 24.5	105.9
自家用貨物自動車 (普通貨物2t超を除く)	102.5	△ 3.2	105.9
軽自動車(検査対象車)	96.8	△ 8.6	105.9
小型二輪自動車	75.8	△ 28.4	105.9
軽自動車(検査対象外車)	78.4	△ 26.0	105.9
原動機付自転車	98.9	△ 6.6	105.9
その他	87.3	△ 17.6	105.9
合計	94.3	△ 11.0	105.9

(注1) 保険成績を安定的に把握するためには、大数の法則を満たす十分なデータ量を確保する必要があるため、12車種区分に統合して車種別損害率を算出している。

(注2) 営業用貨物自動車には、自家用普通貨物2t超を含む。

(注3) 車種別純保険料率改定率(B)欄は、平成29年度車種別損害率(A)欄を基に、改定後の車種別予定損害率(C)欄が同一(105.9%)となるように算出している。

(例) 自家用乗用自動車の改定後の純保険料率の予定損害率は、105.9% $(= \frac{94.1\%}{100.0\% - 11.2\%})$ となる。

4. 改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	62,450	52,350	△ 10,100	△ 16.2		
	自家用	16,420	15,370	△ 1,050	△ 6.4		
営業用乗用自動車	A	138,760	128,840	△ 9,920	△ 7.1		
	B	109,980	102,260	△ 7,720	△ 7.0		
	C	83,370	77,700	△ 5,670	△ 6.8		
	D	37,610	45,480	7,870	20.9		
自家用乗用自動車		16,350	15,520	△ 830	△ 5.1		
けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	49,900	39,540	△ 10,360	△ 20.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	34,650	27,900	△ 6,750	△ 19.5	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	35,730	28,720	△ 7,010	△ 19.6	
		最大積載量が2トン以下のもの	24,040	23,970	△ 70	△ 0.3	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	29,920	24,290	△ 5,630	△ 18.8		
	自家用	17,270	17,350	80	0.5		
小型二輪自動車		9,180	8,290	△ 890	△ 9.7		
軽自動車	検査対象車	15,600	15,130	△ 470	△ 3.0		
	検査対象外車	9,510	8,650	△ 860	△ 9.0		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		8,070	7,870	△ 200	△ 2.5		
緊 急 自 動 車		6,790	6,800	10	0.1		
商品 自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		13,440	12,330	△ 1,110	△ 8.3	
	小型二輪自動車		7,910	7,730	△ 180	△ 2.3	
	軽自動車	検査対象車	7,910	7,730	△ 180	△ 2.3	
		検査対象外車	7,900	7,720	△ 180	△ 2.3	
特種 用途 自動車	靈 ぎ ゆ う 自 動 車		7,280	7,200	△ 80	△ 1.1	
	教 習 用 自 動 車		7,280	7,200	△ 80	△ 1.1	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		19,910	17,720	△ 2,190	△ 11.0
		小型二輪自動車		10,800	10,140	△ 660	△ 6.1
		軽自動車	検査対象車	10,800	10,140	△ 660	△ 6.1
			検査対象外車	10,800	10,140	△ 660	△ 6.1
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		4,630	5,000	370	8.0		
被けん引軽自動車	検査対象車	4,630	5,000	370	8.0		
	検査対象外車	4,670	5,040	370	7.9		
原 動 機 付 自 転 車		7,280	7,500	220	3.0		

(注) 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	19,750	17,380	△ 2,370	△ 12.0		
	自家用	16,420	15,370	△ 1,050	△ 6.4		
営業用乗用自動車	個人を除く	23,770	22,790	△ 980	△ 4.1		
	個人	23,770	22,790	△ 980	△ 4.1		
自家用乗用自動車		6,740	6,890	150	2.2		
けん引普通 貨物自動車 及び 普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,190	16,870	△ 3,320	△ 16.4	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,600	13,410	△ 190	△ 1.4	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,190	16,870	△ 3,320	△ 16.4	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,600	13,410	△ 190	△ 1.4	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	8,100	8,370	270	3.3		
	自家用	8,100	8,370	270	3.3		
小型二輪自動車		6,030	6,010	△ 20	△ 0.3		
軽自動車	検査対象車	6,230	6,480	250	4.0		
	検査対象外車	5,320	5,520	200	3.8		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		4,780	5,120	340	7.1		
緊 急 自 動 車		4,820	5,160	340	7.1		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		4,890	5,210	320	6.5	
	小型二輪自動車		4,890	5,210	320	6.5	
	軽自動車	検査対象車	4,890	5,210	320	6.5	
		検査対象外車	4,900	5,220	320	6.5	
特種用途自動車	盞きゅう自動車		4,660	5,020	360	7.7	
	教習用自動車		4,660	5,020	360	7.7	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,890	6,050	160	2.7
		小型二輪自動車		4,720	5,080	360	7.6
		軽自動車	検査対象車	4,720	5,080	360	7.6
			検査対象外車	4,690	5,050	360	7.7
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		4,630	5,000	370	8.0		
被けん引軽自動車	検査対象車	4,630	5,000	370	8.0		
	検査対象外車	4,670	5,040	370	7.9		
原 動 機 付 自 転 車		4,790	5,150	360	7.5		

(注) 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	44,030	37,270	△ 6,760	△ 15.4		
	自家用	16,420	15,370	△ 1,050	△ 6.4		
営業用乗用自動車	個人を除く	77,340	72,130	△ 5,210	△ 6.7		
	個人	37,610	45,480	7,870	20.9		
自家用乗用自動車		8,800	8,810	10	0.1		
けん引普通 貨物自動車 及び 普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,550	13,450	△ 1,100	△ 7.6	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,550	13,450	△ 1,100	△ 7.6	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,550	13,450	△ 1,100	△ 7.6	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,550	13,450	△ 1,100	△ 7.6	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	9,450	9,690	240	2.5		
	自家用	9,450	9,690	240	2.5		
小型二輪自動車		4,840	5,150	310	6.4		
軽自動車	検査対象車	8,800	8,810	10	0.1		
	検査対象外車	4,870	5,190	320	6.6		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,610	5,810	200	3.6		
緊 急 自 動 車		6,680	6,710	30	0.4		
商品 自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,730	6,750	20	0.3	
	小型二輪自動車		4,840	5,150	310	6.4	
	軽自動車	検査対象車	4,870	5,200	330	6.8	
		検査対象外車	4,860	5,190	330	6.8	
特種 用途 自動車	霊きゅう自動車		6,220	6,330	110	1.8	
	教習用自動車		6,220	6,330	110	1.8	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,980	8,630	△ 350	△ 3.9
		小型二輪自動車		8,400	8,140	△ 260	△ 3.1
		軽自動車	検査対象車	8,400	8,140	△ 260	△ 3.1
			検査対象外車	8,420	8,160	△ 260	△ 3.1
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		4,630	5,000	370	8.0		
被けん引軽自動車	検査対象車	4,630	5,000	370	8.0		
	検査対象外車	4,670	5,040	370	7.9		
原 動 機 付 自 転 車		4,790	5,150	360	7.5		

(注) 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	19,750	17,380	△ 2,370	△ 12.0		
	自家用	16,420	15,370	△ 1,050	△ 6.4		
営業用乗用自動車	個人を除く	23,750	22,650	△ 1,100	△ 4.6		
	個人	23,750	22,650	△ 1,100	△ 4.6		
自家用乗用自動車		6,740	6,890	150	2.2		
けん引及び 普通貨物自動車 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,340	13,030	△ 1,310	△ 9.1	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,600	12,420	△ 1,180	△ 8.7	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,340	13,030	△ 1,310	△ 9.1	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,600	12,420	△ 1,180	△ 8.7	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	8,070	8,350	280	3.5		
	自家用	8,070	8,350	280	3.5		
小型二輪自動車		4,840	5,150	310	6.4		
軽自動車	検査対象車	5,200	5,530	330	6.3		
	検査対象外車	4,870	5,190	320	6.6		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		4,780	5,120	340	7.1		
緊急自動車		4,820	5,160	340	7.1		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		4,890	5,210	320	6.5	
	小型二輪自動車		4,840	5,150	310	6.4	
	軽自動車	検査対象車	4,840	5,180	340	7.0	
		検査対象外車	4,830	5,170	340	7.0	
特殊用途自動車	霊きゅう自動車		4,660	5,020	360	7.7	
	教習用自動車		4,660	5,020	360	7.7	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,070	5,370	300	5.9
		小型二輪自動車		4,720	5,080	360	7.6
		軽自動車	検査対象車	4,720	5,080	360	7.6
			検査対象外車	4,690	5,050	360	7.7
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		4,630	5,000	370	8.0		
被けん引軽自動車	検査対象車	4,630	5,000	370	8.0		
	検査対象外車	4,670	5,040	370	7.9		
原動機付自転車		4,790	5,150	360	7.5		

(注) 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

5. 保険期間別改定基準料率表

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

(単位：円、%)

車 種		12か月（1年契約）				24か月（2年契約）				36か月（3年契約）					
		現行 基準料率 A	改定 基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A	現行 基準料率 E	改定 基準料率 F	改定額 G=F-E	改定率 H=G÷E	現行 基準料率 I	改定 基準料率 J	改定額 K=J-I	改定率 L=K÷I		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	62,450	52,350	△ 10,100	△ 16.2										
	自家用	16,420	15,370	△ 1,050	△ 6.4										
営業用乗用自動車	A	138,760	128,840	△ 9,920	△ 7.1										
	B	109,980	102,260	△ 7,720	△ 7.0										
	C	83,370	77,700	△ 5,670	△ 6.8										
	D	37,610	45,480	7,870	20.9										
自家用乗用自動車		16,350	15,520	△ 830	△ 5.1	27,840	25,830	△ 2,010	△ 7.2	39,120	35,950	△ 3,170	△ 8.1		
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	49,900	39,540	△ 10,360	△ 20.8	94,300	73,410	△ 20,890	△ 22.2					
		最大積載量が2トン以下のもの	34,650	27,900	△ 6,750	△ 19.5	64,100	50,370	△ 13,730	△ 21.4					
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	35,730	28,720	△ 7,010	△ 19.6	66,220	51,990	△ 14,230	△ 21.5					
		最大積載量が2トン以下のもの	24,040	23,970	△ 70	△ 0.3	43,090	42,580	△ 510	△ 1.2					
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	29,920	24,290	△ 5,630	△ 18.8	54,730	43,220	△ 11,510	△ 21.0						
	自家用	17,270	17,350	80	0.5	29,680	29,470	△ 210	△ 0.7						
小型二輪自動車		9,180	8,290	△ 890	△ 9.7	13,640	11,520	△ 2,120	△ 15.5	18,020	14,690	△ 3,330	△ 18.5		
軽自動車	検査対象車	15,600	15,130	△ 470	△ 3.0	26,370	25,070	△ 1,300	△ 4.9	36,920	34,820	△ 2,100	△ 5.7		
	検査対象外車	9,510	8,650	△ 860	△ 9.0	14,290	12,220	△ 2,070	△ 14.5	18,970	15,720	△ 3,250	△ 17.1		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		8,070	7,870	△ 200	△ 2.5	11,440	10,690	△ 750	△ 6.6						
緊急自動車		6,790	6,800	10	0.1	8,910	8,570	△ 340	△ 3.8	10,990	10,310	△ 680	△ 6.2		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		13,440	12,330	△ 1,110	△ 8.3	22,090	19,520	△ 2,570	△ 11.6	30,570	26,580	△ 3,990	△ 13.1	
	小型二輪自動車		7,910	7,730	△ 180	△ 2.3	11,130	10,420	△ 710	△ 6.4	14,280	13,050	△ 1,230	△ 8.6	
	軽自動車	検査対象車	7,910	7,730	△ 180	△ 2.3	11,130	10,420	△ 710	△ 6.4	14,280	13,050	△ 1,230	△ 8.6	
		検査対象外車	7,900	7,720	△ 180	△ 2.3	11,100	10,380	△ 720	△ 6.5	14,230	12,990	△ 1,240	△ 8.7	
特殊用途自動車	霊きゆう自動車		7,280	7,200	△ 80	△ 1.1	9,890	9,370	△ 520	△ 5.3					
	教習用自動車		7,280	7,200	△ 80	△ 1.1	9,890	9,370	△ 520	△ 5.3					
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		19,910	17,720	△ 2,190	△ 11.0	34,900	30,210	△ 4,690	△ 13.4				
		小型二輪自動車		10,800	10,140	△ 660	△ 6.1	16,850	15,190	△ 1,660	△ 9.9	22,790	20,140	△ 2,650	△ 11.6
	その他	軽自動車	検査対象車	10,800	10,140	△ 660	△ 6.1	16,850	15,190	△ 1,660	△ 9.9				
		検査対象外車	10,800	10,140	△ 660	△ 6.1	16,850	15,170	△ 1,680	△ 10.0	22,770	20,100	△ 2,670	△ 11.7	
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)		4,630	5,000	370	8.0	4,650	5,010	360	7.7						
被けん引軽自動車	検査対象車	4,630	5,000	370	8.0	4,650	5,010	360	7.7						
	検査対象外車	4,670	5,040	370	7.9	4,690	5,060	370	7.9	4,720	5,090	370	7.8		
原動機付自転車		7,280	7,500	220	3.0	9,870	9,950	80	0.8	12,410	12,340	△ 70	△ 0.6		

(注) 保険期間が1年を超える契約の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で計算して割引いている。